

表彰取扱規程

第1条 岡崎市少年消防クラブ運営指導協議会規約第4条第4号に基づく表彰は、この規程に定めるところによる。

第2条 前条の表彰は、次の各号に掲げるものについて行う。

- (1) 特に優良なクラブ
- (2) 特に優良なクラブ員
- (3) 特に優良な指導者

第3条 前条の表彰は、次によるものとする。

- (1) 第1号に定める表彰は、表彰状及び竿頭綬とする。
- (2) 第2号に定める表彰は、表彰状に優良章（又は記念品）を添えて行う。
- (3) 第3号に定める表彰は、表彰状に記念品とする。

第4条 前条の表彰は、会長名をもって行う。

第5条 会長は、毎年クラブ並びにクラブ員の活動状況を調査し、単位クラブについては連合クラブの幹事会の選考を経て協議会長に内申し、理事会の選考により協議会長が決定する。

- 2 連合クラブの表彰については、理事会の選考により会長が決定する。
- 3 クラブ指導者については、理事会の選考により会長が決定する。
- 4 会長は、表彰の選考を行うため必要と認めたときは、クラブの代表者に資料の提出を求めることができる。

第6条 表彰に関する表彰状、竿頭綬は別表1のとおりとする。

第7条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和43年11月19日施行する。

附 則

この規程は、平成9年7月22日施行する。

附 則

この規程は、平成14年6月3日施行する。